

平成25年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（平成29年3月24日現在）

1. 監査のテーマ

債権管理に関する事務の執行について

2. 監査の実施期間

平成25年6月4日から平成26年1月24日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第252条の37第5項】	是正、改善が求められるもの	22件	22件
監査の意見 【地方自治法第252条の38第2項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	47件	48件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。(※講じた措置の内容等は別紙「平成25年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課 (監査対象出資団体)	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
財務部債権管理課	1	1 (100%)	0	0	0	0	9	9 (100%)	0	0	0	0
財務部納税管理課	0	0	0	0	0	0	6	6 (100%)	0	0	0	0
健康福祉部地域福祉課	1	1 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
健康福祉部福祉事務所	8	8 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
健康福祉部保険給付課	1	1 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康福祉部保険収納課	0	0	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
こども未来部子育て給付課	7	7 (100%)	0	0	0	0	12	12 (100%)	0	0	0	0
都市計画推進部住宅課	1	1 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
教育委員会学校給食課	0	0	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
上下水道局経営部窓口課	2	2 (100%)	0	0	0	0	4	4 (100%)	0	0	0	0
市立豊中病院事務局医事課	1	1 (100%)	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0
合 計	22	22 (100%)	0	0	0	0	48	48 (100%)	0	0	0	0

(凡例)

- 措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。
- 対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。
- 不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。
- 未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。
- 相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

平成25年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(平成28年9月20日～平成29年3月24日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況(平成29年3月24日現在)	進捗状況
全般に係る事項								
1	26ページ	市の債権情報の一元管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換に係る一定の基準の策定や、情報交換を行う際に準拠すべき決裁手続等の整備の検討が必要。 ・個人情報の範囲や手続のあり方に関して、予め情報公開・個人情報保護運営委員会の意見を聴くなど、市全体として十分な考え方の整理が必要。 			○ 債権管理課	<p>債権の一元管理については、情報公開・個人情報保護運営委員会の答申(平成27年3月)を踏まえ、条例改正を行い、私債権(学校給食費、生活保護資金貸付金)については、引継債権の納付交渉時の同意書取得を進め、取得できたもので市税との重複があるものは、一元管理を行います。取得できなかったものは、訴訟を含めた徴収事務を進めています。また、債権管理課内で強制徴収公債権と私債権、非強制徴収公債権の事務フローを作成しました。</p> <p>なお、私債権、非強制徴収公債権の各徴収担当課では、条例改正のタイミングに合わせて申込み時に債権の一元管理に関する本人同意の取得を行います。</p>	措置済
2	31ページ	債権管理室への引継ぎ対象債権の拡大について	<ul style="list-style-type: none"> ・非強制徴収公債権及び私債権についても一定の基準を設けて、所管課(室)から引き継ぐことを検討すべき。この際、強制徴収公債権と非強制徴収公債権及び私債権の徴収を同一部署で行うこととなることから、守秘義務との関係についても整理が必要。 ・債権管理室の事務分掌や体制のあり方の検討が望ましい。 			○ 債権管理課		措置済
10	44ページ	とよなか納税・納付コールセンターについて	<ul style="list-style-type: none"> ・対象債権の拡大や架電率の向上に向けて、課題や問題点を分析し、他の強制徴収公債権の所管課(室)への電話番号の照会を行うなどの対応策を検討し、コールセンターの最大限の活用が必要。 			○ 債権管理課	<p>平成27年度に対象債権の拡大として、母子父子寡婦貸付金を追加しました。また、平成28年度から市税の夜間時間帯での電話勧奨を開始しました。強制徴収公債権の所管課への電話番号の照会と利用については、条例改正に合わせて検討した結果、平成29年度より法令に基づき行うこととし、コールセンターからの納付勧奨を図ることとします。</p>	措置済